

(様式第2号)

## 会 議 録

令和8年3月12日作成

会 議 の 名 称	令和7年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和8年2月9日(月) 10時00分～11時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場4階 第3、4会議室		
公 開 の 可 否	可	・一部不可・不可	傍聴者数 0人
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	-		
出 席 者	委 員	松中会長、宮本委員、吉村委員、岡本委員、花田委員、小山委員、外村委員、山下委員、吉岡委員、佐治委員、瀧藤委員	
	事 務 局	都市創造部 名越部長、佐藤次長 都市計画課 今井課長、奥田参事、坂口主査 都市整備課 滝沢課長、坂本参事	
会 議 の 議 題	1. 会長・副会長の選出について 2. 会議の公開について 3. 島本町バリアフリー基本構想にもとづく事業の進捗状況等について 4. 大阪府のバリアフリー施策等の状況について 5. その他		
決 定 事 項 等	-		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	・令和7年度 島本町バリアフリー基本構想継続協議会 次第 ・配席図 ・委員名簿 ・【資料1】「令和7年度島本町バリアフリー基本構想にもとづく事業の進捗状況等について」 ・【資料2】「令和6年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会におけるご意見・ご要望等対応状況報告表」 ・「令和7年度島本町バリアフリー基本構想整備状況」 ・「福祉のまちづくりの推進」		

## 島本町バリアフリー基本構想継続協議会要点録

場 所：島本町役場 4 階 議会第 3、4 会議室

日 時：令和 8 年 2 月 9 日（月）10 時 00 分～11 時 00 分

参加者：松中会長、宮本委員、吉村委員、岡本委員、花田委員、小山委員、外村委員、山下委員、  
吉岡委員、佐治委員、瀧藤委員

（合計 11 名）

欠席者：植田委員、谷口委員、山根委員（合計 3 名）

代理出席：福井氏（高槻警察署 左近委員代理）、丸山氏（茨木土木事務所 安部委員代理）、堀田  
氏（近畿運輸局大阪運輸支局 田中委員代理）（合計 3 名）

事務局：島本町都市創造部 都市計画課 都市整備課

### 【はじめに】

（町 長） [挨拶]

### 【1. 会長・副会長の選出について】

事務局案が了承され、会長として松中亮治氏、副会長として植田彌生氏が選出された。

### 【1-1. 委員の代理出席について】

「島本町バリアフリー基本構想継続協議会規則第 7 条」に基づき、欠席委員の代替措置とし、「委員の代理出席」について委員に諮り、代理出席者の会議中での発言を認めることについて、異議なしの旨、了承され、「委員の代理出席」について承認する旨決定。

### 【2. 会議の公開について】

傍聴希望者なし。

### 【3. 島本町バリアフリー基本構想にもとづく事業の進捗状況等について】

（事 務 局） 配布資料に基づき、事務局より「島本町バリアフリー基本構想にもとづく進捗状況について」説明。

（会 長） それでは、各取組に関して意見等がある方の発言を求める。

（委 員） 資料 2 の 1 番のご意見ご要望において、ふれあいセンターの乗り入れ制限に関して意見した。以前電動四輪車いすを利用される身体障害者の方がふれあいセンターに行った際、2 階までは制限なく移動できたが、室内には乗り入れることができなかった。そのため、室外に電動四輪車いすを置いたまま、杖で入室されたということがあった。資料 2 に今後の方針を記載いただいているが、まずはどこまで乗り入れが可能か、どういった制限がされているか、わかりやすい案内をお願いしたい。

2 点目として、その際に電動四輪車いすで乗り入れた後、施設に設置されている車いすに乗り換えるのであれば、入室が可能だという案内を受けた。このあたりは

いかがか。

(事務局) 島本町ふれあいセンターの施設管理は総務部が所管しており、本日出席していないことから、この場で回答することができない。頂戴したご意見については、担当課に伝え、今後の方向性や資料 2 で説明が不足している部分等を補足するようお伝えする。

(会長) 今回は島本町ふれあいセンターについて意見が出ているが、役場庁舎を含めた他の公共施設についても、乗り入れの制限について、調査の上説明をお願いしたい。

資料 1 の 11 ページにおける交通信号機の視覚障害者用付加装置の点検を実施し、不具合が見つかったということだが、こういった装置に関して定期的な点検をするルールはあるか。

(事務局) 町においてそのようなルールはないが、令和 5 年度会議で議題を挙げて以降は定期的な調査、点検を実施し、不具合があれば警察へ連絡している。

(会長) 毎年点検されるのであれば、本件も次年度の実施計画に入れることができるのではないかと思う。

(委員) 役場庁舎が新しくなったが、駐車場が遠い。新庁舎前の駐車場はいつ頃できるのか。

(事務局) 庁舎については総務部の総務・債権管理課が所管しており、工事発注を進めている。今のところ今年の 7 月頃に完成すると聞いている。

(委員) 教育長からは 5 月頃には新庁舎前の駐車場が使えるようになると聞いた。齟齬については整理いただき案内いただきたい。

(委員) 2 点ある。1 点目が水無瀬神宮から水無瀬駅の阪急沿いの道路側溝がかなり深く、事故が起こったことがあるということだが、そこをすべてグレーチングで抑える計画はないのか。

(事務局) 阪急電鉄側の道路側溝のことと思われるが、当該側溝は阪急電鉄株式会社の用地である。これまでも側溝の際に光るものを設置することで注意喚起をしている。また、水無瀬から大道にかけては協議がまとまり、蓋をした経緯があることから、当該地も同様の対応ができないか、阪急電鉄株式会社に協議をしている。

(委員) 2 点目について、水無瀬病院から第四小学校方面に渡る国道 171 号を横断する歩道橋について、階段等は目隠しがされているが、直上部分がすけすけである。こどもが通る道であるため、何か物を落として国道 171 号を走る車両にあたる可能性が

ある。直上部分も階段等と同様に目隠しをすべきではないかと思う。

(事務局) ご指摘の歩道橋については、現地でどの部分が危険か確認し、必要に応じ対応したい。なお、歩道橋の直上部分は国の管理であり、両サイドの階段は町の管理である。

(委員) 両サイドは問題ない。直上も一定幅の柵があるが、何か物を落とす可能性がある。直上は国の管理ということはわかった。

(委員) 現地を確認し、可能な対応を検討する。

(事務局) 先ほどの新庁舎前の駐車場の使用開始時期について、確認したところ、当初5月竣工であったが、工期が伸び現在は7月下旬を予定している。今後も工事が多少伸びる可能性がある。

#### 【4. 大阪府のバリアフリー施策等の状況について】

(委員) 配布資料に基づき、大阪府より「大阪府のバリアフリー施策等の状況について」説明。

#### 【5. その他】

(会長) その他、事務局や委員から何かご意見あれば発言を求める。

(委員) 非日常における身体障害者への配慮を希望する。先日第四小学校で防災訓練があった。その折に車いすの設置場所等を確認した。災害が発生した直後は学校の先生はいないため、おそらく役場の方が対応することになると思うが、間に合うのか心配である。そういった非日常における対応にも配慮いただきたい。

(事務局) 避難しなければならない状況になった際、まずは避難所を開くことが重要である。現在は一定の震度以上の地震が発生した際、近所に住む町職員がただちに避難所を開場するというシステムを構築しており、その後、避難所を開設するという流れである。今回ご意見をいただいたことは所管課である危機管理室へ伝える。

(会長) その他、何かご意見あれば発言を求める。

[意見なし]

[議事終了]

#### 【閉会】

(事務局) それでは、会議を閉会する。